

第1部 基本計画の意義と役割

第1章 基本計画の概要

第1 はじめに

目黒区は、令和3（2021）年3月に、20年後の令和22（2040）年のまちの将来像と、それを実現するための政策の目標を定めるために、新たな基本構想を策定しました。

この基本構想では、目指す将来像を実現するための計画として、政策に関する10か年計画の「基本計画」と、基本計画に定める政策を具体化する5年以下の「実施計画」を定めることとしており、これら3つの計画を区の長期計画としています。また、必要に応じて各種の補助計画を作成し、区政を総合的かつ計画的に推進していきます。

第2 計画の目的

基本計画は、区政において今後10年間に取り組むべき課題と施策の基本的な方向を、総合的かつ体系的に示すことで、目黒区基本構想に掲げるまちの将来像である「さくら咲き心地よいまち ずっと めぐる」を実現することを目的としています。また、この計画は、広く区民、コミュニティ団体、企業、学校、国、都等の理解と連携・協力によって推進していくものです。

長期計画（基本構想、基本計画、実施計画）の体系図

さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる

政策の実現

区民・コミュニティ団体・企業・学校・国・都など

連携・協力

長期計画

基本構想

区政運営の指針

基本計画

10か年の総合計画

区政運営方針

実施計画

5年以下の行財政計画

主な補助計画

(基本目標別)

学び合い成長し合えるまち

- ・ 子ども総合計画
- ・ 生涯学習実施推進計画
- ・ めぐる学校教育プラン
- ・ 特別支援教育推進計画 など

人が集い活力あふれるまち

- ・ 産業振興ビジョン
- ・ めぐる芸術文化振興プラン
- ・ 多文化共生推進ビジョン
- ・ スポーツ推進計画 など

健康で自分らしく暮らせるまち

- ・ 保健医療福祉計画
- ・ 介護保険事業計画
- ・ 障害者計画
- ・ 健康めぐろ21 など

快適で暮らしやすい持続可能なまち

- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 住宅マスタープラン
- ・ みどりの基本計画
- ・ 環境基本計画 など

安全で安心して暮らせるまち

- ・ 国土強靱化地域計画
- ・ 地域防災計画 など

第3 計画の性格、構成

1 計画の性格

基本計画は、目黒区の政策に係るすべての分野を含む中長期の総合的な計画であり、区が具体的に進めるすべての施策の根底となるものです。分野ごとに策定する補助計画の上位計画に当たり、各分野の施策に関する詳細な内容は補助計画の中で整理されています。

基本計画の体系図



2 計画の構成

本計画は、「第1部 計画の意義と役割」「第2部 区政運営方針」「第3部 基本目標別計画」の3部で構成しています。

第1部では、計画の目的や役割などの総論的な内容とともに、計画の前提となる本区の現状や社会経済状況について説明しています。

第2部では、基本構想に掲げた3つの「区政運営方針」に基づき、今後10年間の区政運営における考え方及び施策立案の視点をまとめています。

第3部では、基本構想に掲げる「基本目標」ごとに、10年後の姿、個々の政策の現状と課題、評価指標、施策の一覧等を掲げました。

第4 計画の期間、進行管理

1 計画の期間

この計画は、計画の初年度を令和4（2022）年度とし、目標年度を令和13（2031）年度とする10か年の計画です。

なお、計画の内容は、計画期間中においても必要に応じて見直しを行い、大幅な状況変化が生じた場合には改定します。

2 進行管理

基本計画の推進に当たっては、政策における区民満足度を測りながら、区政運営に対する評価・検証を行っていきます。

また、本計画では、政策毎に10年後の姿を示すとともに、施策の成果や状況を測る評価指標を設定し、進捗状況の点検・管理を行いながら、効果的な計画の推進につなげ、基本構想に掲げるまちの将来像を実現していきます。

第2章 目黒区の現状と社会経済状況

第1 目黒区の状況

1 目黒区の概要

目黒区は、23区の南西部、武蔵野台地の東南部に位置し、目黒川、呑川による谷地と目黒台と呼ばれる台地が織りなす起伏に富んだ地形で、坂の多いまちをつくっています。面積は14.67km²で23区全体の2.3%に当たり、23区中16番目の広さです。交通の利便性が高く、都心に近い良好な住宅地として発展してきました。また、文教施設が多く、歴史に彩られた文化の香り高いまちであることや、「自由が丘」「中目黒」などのおしゃれな商業地もあり、多様な側面をもつまちを形成しています。

目黒区世論調査（令和2（2020）年度実施）では、区での定住意向（区に「ずっと住んでいたい」「当分の間は住んでいたい」と回答）の割合は94%を占めています。また、その推移をみると、平成11（1999）年度以降95%前後で高い割合を保っています。

2 人口、世帯

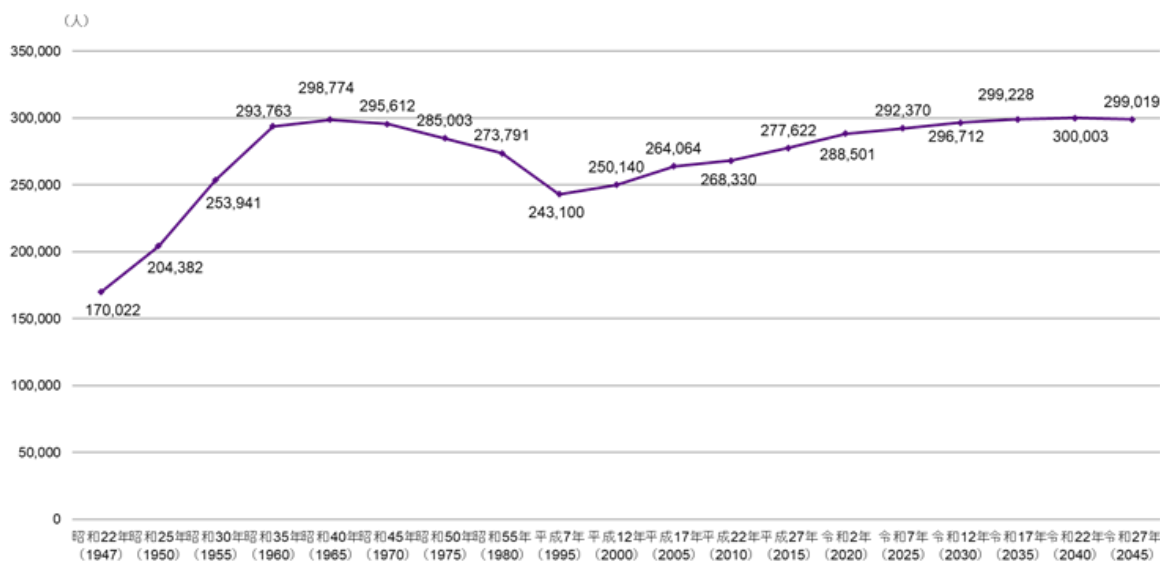
(1) これまでの人口の動向と今後の見通し

国勢調査から見た目黒区の人口は、昭和40（1965）年の298,774人をピークに平成7（1995）年まで減少していました。しかし、その後現在までは増加傾向にあり、令和2（2020）年10月1日時点では、288,501人となっています。近年の傾向を基礎として区が行った推計では、今後も区の総人口は緩やかに増加傾向を続け、令和22（2040）年には約30万人となると見込まれています。

年齢階層別の人口構成比はおおむね安定的に推移していますが、高齢人口の比率が上昇、生産年齢人口の比率が低下し、平成27（2015）年時点で高齢人口（65歳以上）が20.0%、生産年齢人口（15～64歳）が69.6%、年少人口（15歳未満）が10.4%となっています。今後もこの傾向が継続し、令和22（2040）年には高齢人口（65歳以上）が23.2%、生産年齢人口（15～64歳）が66.6%、年少人口（15歳未満）が10.2%となると見込まれています。

区の世帯数は人口の増加を背景として増加傾向にありますが、一世帯当たりの人員数は単身世帯の増加に伴い、減少傾向にあります。平成27（2015）年には一般世帯総数は146,076世帯（一世帯当たりの人員数は1.90人）となり、近年の傾向を基礎として区が行った推計では、今後も区の世帯数は緩やかに増加して、令和22（2040）年には158,276世帯（一世帯当たりの人員数は1.90人）となると見込まれています。また、単身世帯は緩やかに増加しますが、このうち高齢（65歳以上）単身世帯は比較的早いペースで増加すると見込まれています。

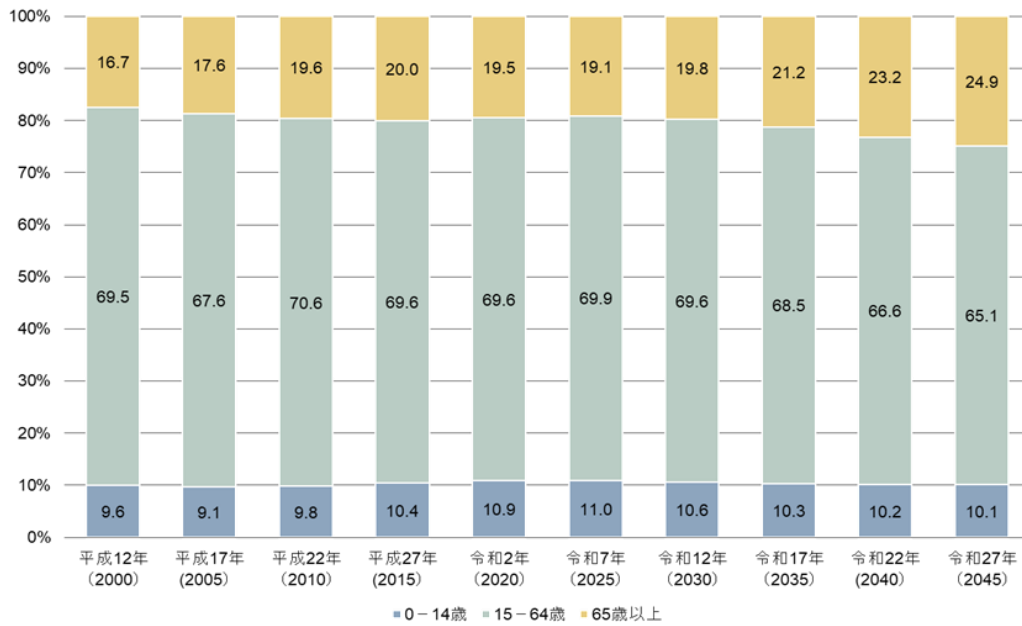
図表 1 目黒区の総人口の推移と将来見通し



※令和2（2020）年は国勢調査速報集計値、令和7（2025）年以降は目黒区推計

資料）総務省「国勢調査」、目黒区資料より作成

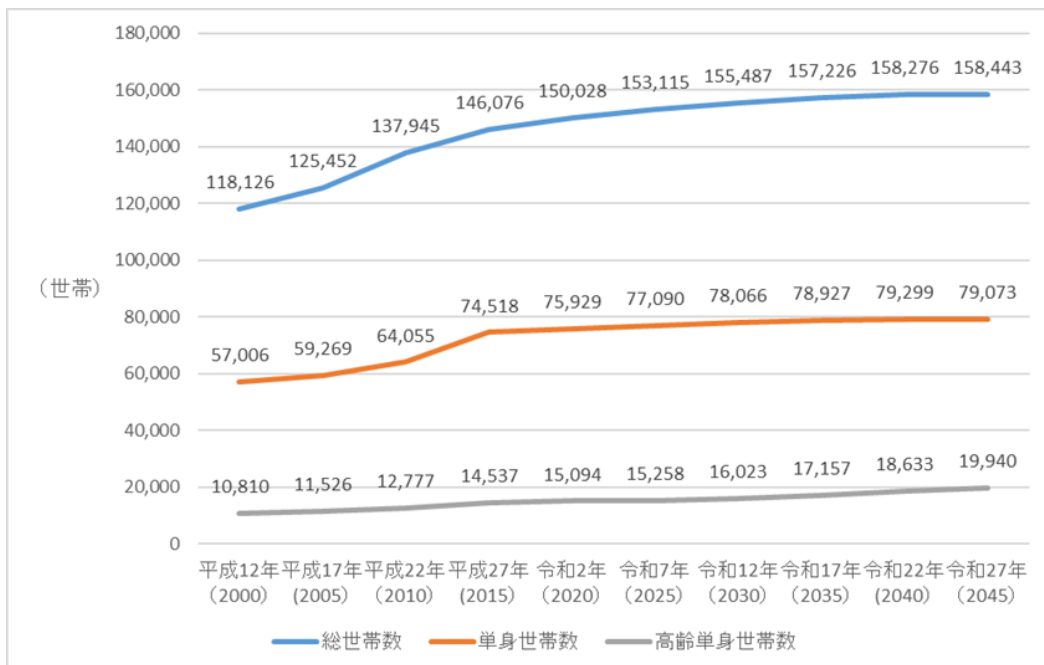
図表 2 目黒区の年齢区分別比率の推移と将来見通し



※令和2（2020）年以降は目黒区推計

資料）総務省「国勢調査」、目黒区資料より作成

図表 3 目黒区の世帯数の推移と将来見通し



※一般世帯数（その他は除く）、令和2（2020）年以降は目黒区推計

資料）総務省「国勢調査」、目黒区資料より作成

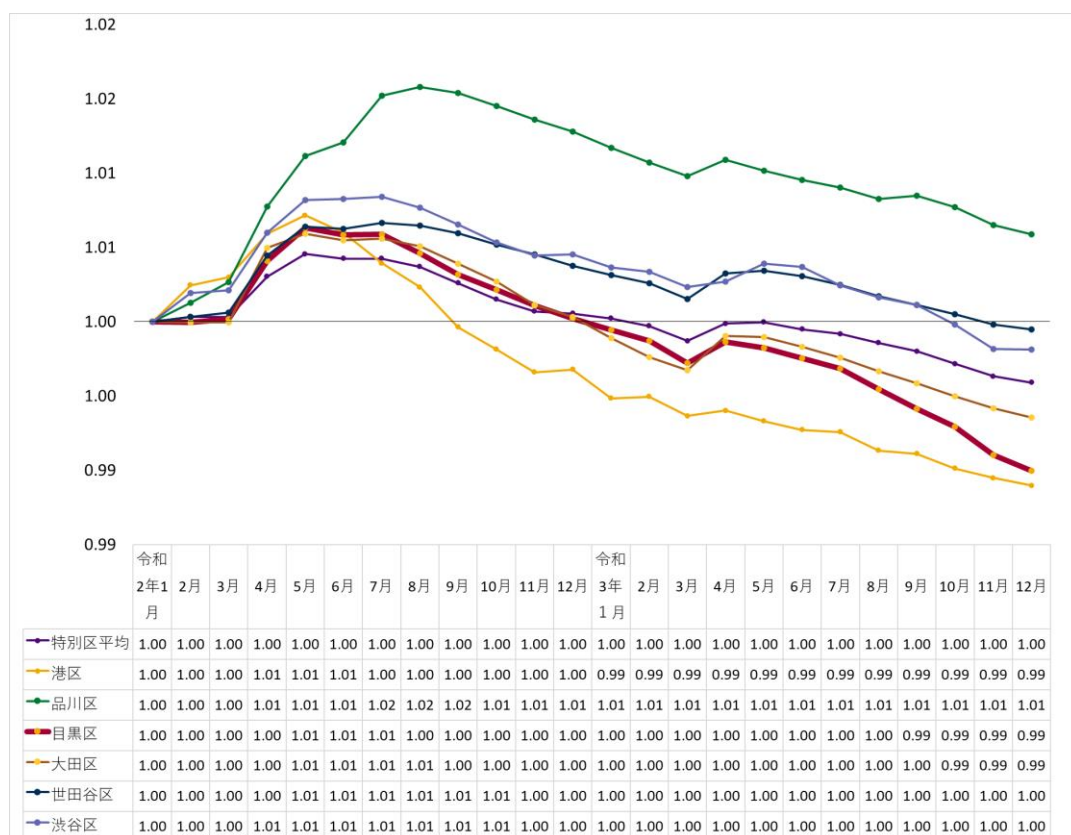
(2) 新型コロナウイルス感染症による人口動向への影響

新型コロナウイルス感染症が拡大する前後の影響を見るため、令和2(2020)年1月からの目黒区と近隣区の月別人口の推移を並べると、東京都区部の人口は令和2(2020)年4月、5月の緊急事態宣言を契機として減少傾向にあります。令和3(2021)年4月には進学、就職に伴う東京都への転入により一定の回復が見られましたが、その後再び減少傾向となっています。目黒区はこうした動向の中でも特別区平均をやや下回る水準で推移しています。

また、新型コロナウイルス感染症の年齢別人口への影響を見るため、区における各年10月1日時点の年齢別人口の対前年同月比増減数を比較すると、新型コロナウイルス感染症以前の令和元(2019)年から30～44歳の子育て世代が減少し、50～54歳が増加する傾向が見られ、令和3(2021)年は30～44歳の減少が特に大きく、さらに20～29歳も減少していることが分かります。

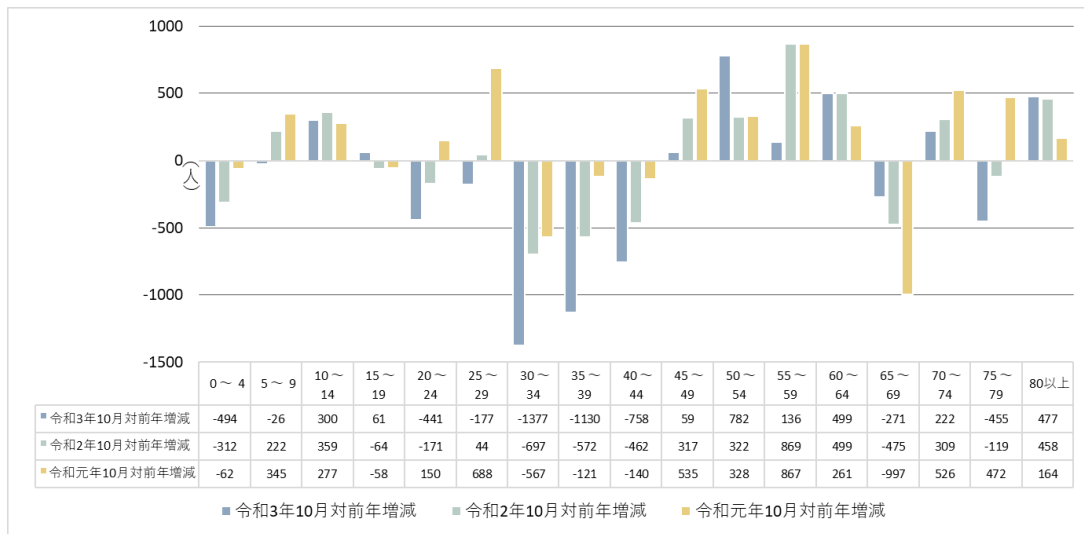
前述のとおり、区の人口は中期的には増加傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の状況により、今後の人口推移に影響が出る可能性があり、人口減少や高齢化の進展などが懸念されます。

図表 4 目黒区と近隣区の月別人口の推移(令和2(2020)年1月を1とした場合の指数値)



資料) 東京都「住民基本台帳による世帯と人口」より作成

図表 5 目黒区の年齢別人口の対前年同月比増減数（各年10月1日時点）



※住民基本台帳に基づく人口

資料）目黒区「年齢別人口表（総計）」より作成

3 財政状況

令和元（2019）年末に中国で確認された新型コロナウイルス感染症は、世界各地に感染が広がり、国内外の経済活動を大きく停滞させることとなりました。

我が国においても、初めての緊急事態宣言が発令された令和2（2020）年第2四半期（4月～6月）の実質GDP成長率は、「戦後最大のマイナス成長」を記録するなど、甚大な影響をもたらしました。

本区における歳入は、平成20（2008）年9月に発生したリーマン・ショック以降、緩やかな景気回復基調などにより堅調に推移してきました。また、平成24（2012）年10月に「3つの財政運営上のルール」を定め、平成25（2013）年度から運用を開始した結果、平成23（2011）年度に104億円であった積立基金残高が令和2（2020）年度には530億円となり、平成15（2003）年度に800億円近くあった特別区債残高が令和2（2020）年度には120億円を下回るなど、安定的な財政基盤の確立に努めてきました。

今後については、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、景気変動の影響を受けやすい区の財政構造を踏まえると、社会経済状況などの変化について、大局的な視点でしっかりと見届ける必要があります。

併せて、「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもとに実施された、国による不合理な税制改正（法人住民税の一部国税化、地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税）により、60億円以上のマイナス影響が今後も継続されることも懸念されます。

歳出については、新型コロナウイルス感染症による区民の生命・健康と暮らしを守る取組

を最優先事項として実施していますが、今後はポストコロナを見据えた新しい生活様式に即した対策を講じていくことが肝要です。また、子育て支援施策の拡充等による社会保障経費の増や学校施設をはじめとした区有施設の更新などといった各種課題のほか、新たな行政課題に対しても適時適切に対応していかなければなりません。

財政見通しについては、5か年の行財政計画である実施計画において、より確実性の高い収支見通しの下に、行財政改革の取組も踏まえて、具体的な計画事業費を組み込んだ財政計画を示すこととします。また、毎年度の予算編成に当たり、3か年の財政収支見通しを策定することで、必要な軌道修正を行うなど財政計画の適正な管理を行います。さらに、長期的な視点で積立基金や公債費の管理を行うなど、長期計画の着実な推進を図りうる健全で持続可能な財政運営を目指すこととします。

第2 目黒区を取り巻く社会経済状況

1 社会構造の変化

区民を取り巻く社会の構造は、前基本計画が策定された10年前から現在までに大きく変化しました。

日本は、バブル経済崩壊以降長きに渡り、持続的に物価が下落するデフレに悩まされており、経済成長率（名目GDPの成長率）が低迷し、国民の所得水準も低下しています。

このような状況の中で、団塊世代のすべてが65歳以上となり、高齢人口比率が大きく上昇しています。また、価値観の多様化等による未婚率の上昇、晩婚化が進み、出生数も減少しています。これらのことから、日本の人口構造は少子高齢化が急速に進展しています。

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災をはじめとして、地震災害や風水害など大規模な自然災害が繰り返し発生しています。また、新型コロナウイルス等の感染症が全世界で猛威を振るったことで、感染症対策が世界共通の喫緊の課題となるなど、日常生活を脅かす非日常的なリスクに対する対策の重要性がこれまで以上に高まっています。こうした経験を通じて国民の価値観や生活スタイルが変化しており、特に新型コロナウイルス感染症の対策下で経験した、リモートによるコミュニケーションや宅配型サービスなど従来と異なる生活・消費スタイルは、その不安が去ったのちにも一定程度定着する可能性も指摘されています。

さらに、前基本計画が策定された当時はまだ普及していなかったスマートフォンが今や国民生活に欠かせないツールとなっており、様々なビジネスがその活用を前提として展開されています。また、自動運転技術の一部実用化、スマート家電の普及なども含め、技術革新によりコミュニケーションや生活行動は大きく変化しています。

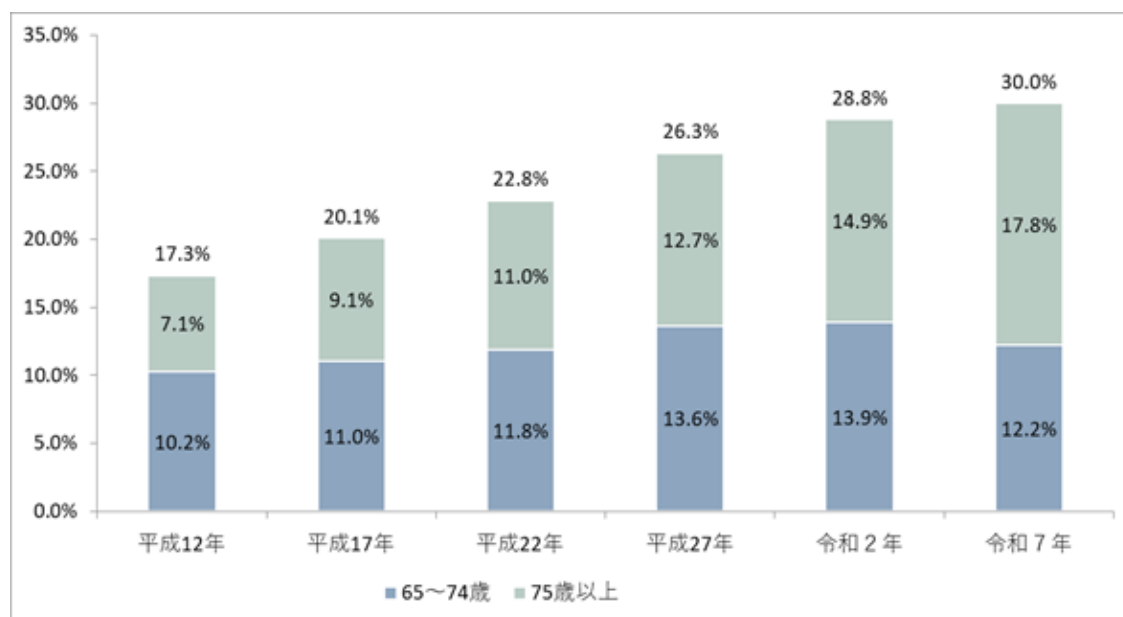
目黒区においても、高齢人口比率は近年上昇を続けていますが、年少人口比率はおおむね横ばいを維持しています。このため、福祉需要の増大など高齢化に伴う課題に対応することが求められる一方、子育て支援に関するニーズにも確実に対応することが求められます。

また、安全・安心への意識の高まりや生活・消費スタイルの変化などに伴い、区民の区政

へのニーズも大きく変化する可能性があり、これを的確に把握し、対応していくことが求められています。

さらに、新しい技術を活用した商品、サービスの動向や区民生活の変化を的確に捉え、これらを踏まえて地域の振興や行政サービスの質の向上や効率化に取り組むことが求められています。

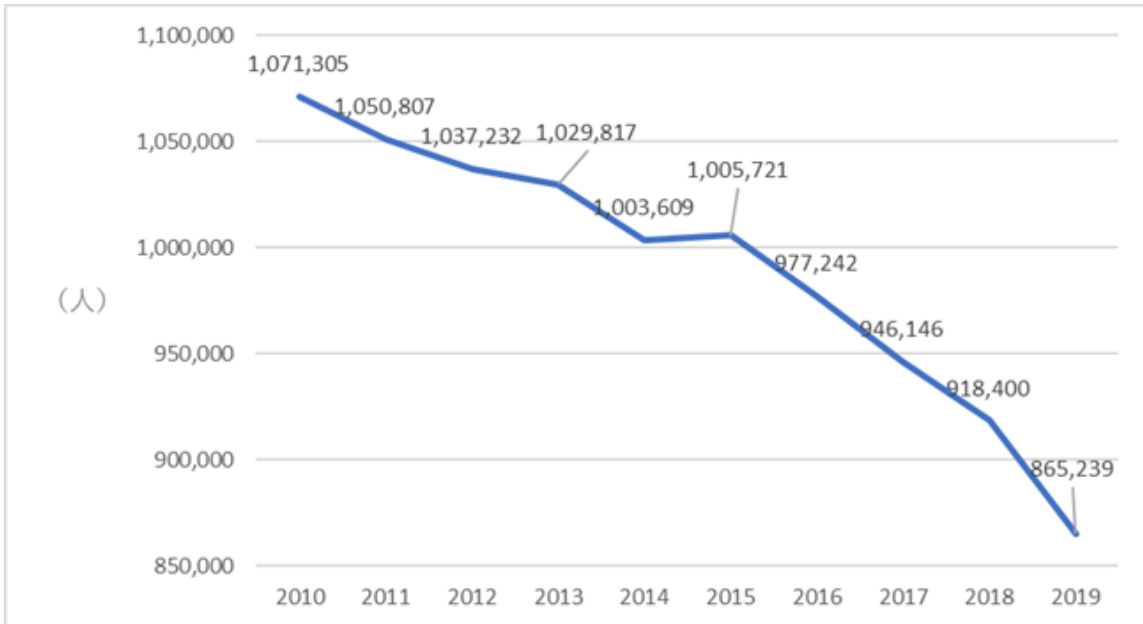
図表 6 65歳以上人口の比率の推移（全国）



※平成12（2000）～27（2015）年は実績値、令和2（2020）、7（2025）年は推計値

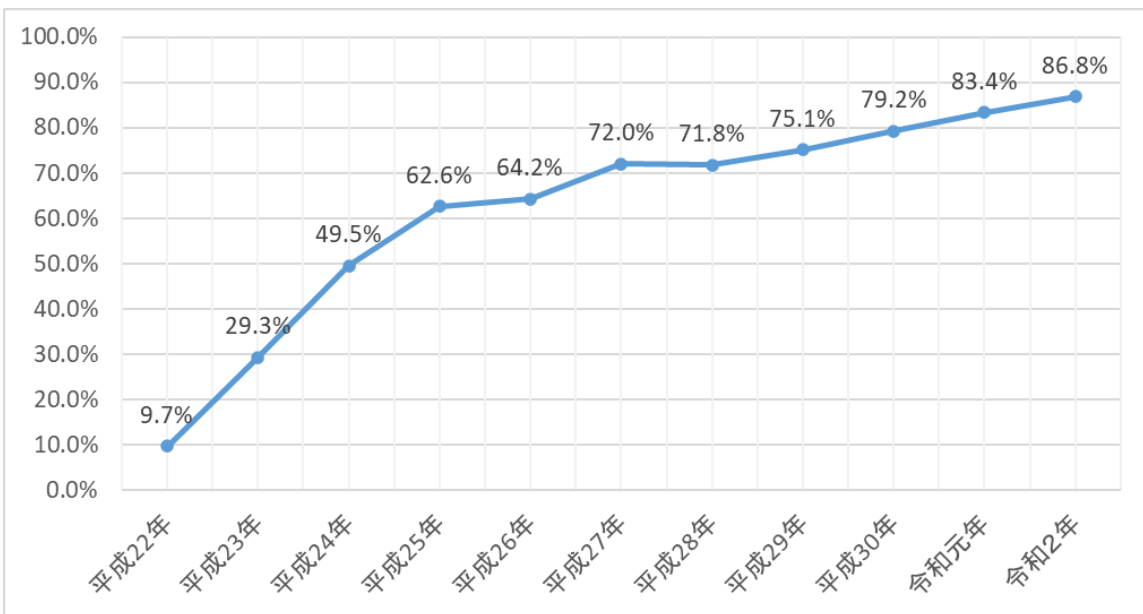
資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より作成

図表 7 近年の出生数の推移（全国）



資料) 厚生労働省「人口動態統計（確定数）」より作成

図表 8 スマートフォンの世帯保有率の推移（全国）



資料) 総務省「令和2年通信利用動向調査の結果（概要）」より作成

2 地域コミュニティのあり方

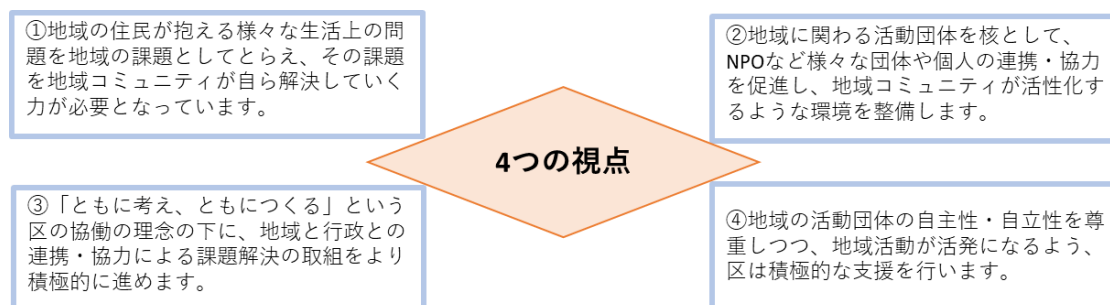
地域を取り巻く課題の増大や多様化を背景として、防犯・防災における地域の団体や住民一人ひとりの自主的な取組、子育てや福祉分野における地域の支え合い・見守り、地域主体の身近なまちづくりや活動など、安全で安心して暮らすことのできる地域社会づくりにお

いて、地域コミュニティに期待される役割は、今後より大きくなると見込まれています。大都市においては一般に地域コミュニティ意識が希薄であり、地域コミュニティの強化が必要と考えられます。こうした課題に対し、国においても、「公共私連携」として地域コミュニティの強化や新たな形成、連携・協働や担い手の基盤強化の必要性を指摘し、地方公共団体に取り組を求めています。

目黒区においては、「コミュニティ施策の今後の進め方」を平成29（2017）年12月に策定し、コミュニティ施策の基本的な考え方や視点、具体的な施策を定め、これに基づき、地域コミュニティの基礎となる「町会・自治会」や、誰もが参加できる場・協議の場としての「住区住民会議」の支援を進めています。

今後も、期待される役割が一層拡大する地域コミュニティの活性化に向けて、区民の関心を高め、参加しやすい環境づくりに取り組むことが求められています。

図表 9 「コミュニティ施策の今後の進め方」における施策の視点



資料) 目黒区「コミュニティ施策の今後の進め方」より作成

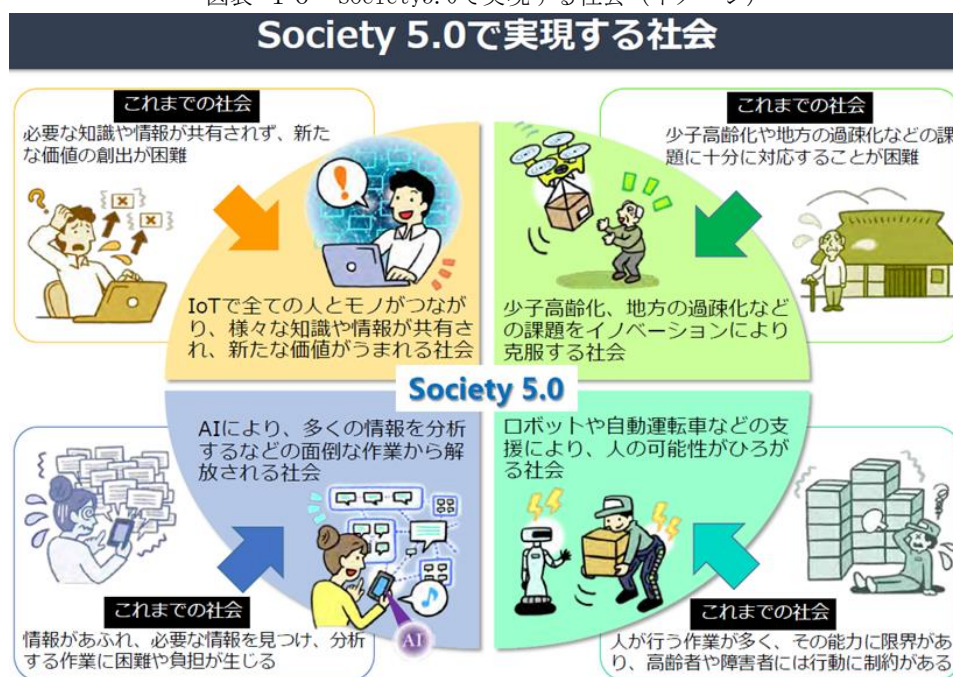
3 デジタル社会への対応

現在国は、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society 5.0）の実現のために、IoT（モノのインターネット）やロボット、AI（人工知能）、ビッグデータ等の技術を活用した新たな社会の実現に向けた動きを加速しています。こうした中、大都市ではより多くの市民の社会的ニーズや、複雑化する社会課題への対応が求められており、データの活用やデジタル化等の強化によるサービスの最適化や効率化が必要と考えられます。こうした課題に対し、国は、スマートシティを発展させ、IoTやAI等の技術を活用した「スーパーシティ構想」を打ち出し、行政手続や教育等に最先端技術を導入することで、市民に先端的サービスを提供しようとする動きを推進しています。

また、令和2（2020）年12月に改定した「デジタル・ガバメント実行計画」では、利用者目線に立った行政サービスのデジタル化を行い、デジタル化によるメリットを、誰一人取り残さない形で広く行き渡らせること等を通じて、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会について示しています。令和3（2021）年9月に、国はデジタル庁を設置し、行政サービスのデジタル化を一層加速しています。

目黒区は、各種申請・届出や講座申込み、アンケート調査におけるICTの利用等の行政手続の電子化対応、各種証明書のコンビニ交付サービスなどの取組を進めています。今後も各種手続のオンライン化をはじめとし、行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）化や、これに伴うマネジメント体制の構築、行政が保有するデータの利活用に取り組むとともに、これらの推進に向けた高度化や人材育成等の基盤整備に取り組む必要があります。

図表 10 Society5.0で実現する社会（イメージ）



出典：内閣府「Society 5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」説明資料」（令和3（2021）年6月24日）

4 安全・安心のまちづくり

首都直下地震や南海トラフ巨大地震による激甚災害の発生が懸念されているほか、近年では、局地的豪雨や台風に伴う風水害が頻発しており、令和2（2020）年台風14号及び前線に伴う大雨や、令和元（2019）年東日本台風（台風19号）のように激甚化する災害も発生するなど、災害リスクの高まりが懸念されています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、避難所運営など、非常時における感染症対策の重要性も認識されるようになりました。こうした中、大都市では多くのライフラインやインフラ、地下街など複雑な都市構造を有するとともに、災害時には多くの居住者や一時来訪者を抱えることから、ハード・ソフト両面で一層の防災・減災、国土強靱化への取組が求められています。こうした課題に対して、国においても、令和3（2021）年5月に災害対策基本法を改正するとともに、防災基本計画に関しては新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正を行うなど、対応を進めています。

目黒区世論調査（令和2（2020）年度実施）では、今後10年で重視すべき取組

として「重要である」と回答した割合が最も高かったのが「災害に強い街づくり」、次いで「震災、風水害などへの備え」であり、区民にも重要政策として認識されています。

区は、安全で安心して暮らせるまちづくりとして、激甚化する風水害等への対応、今後発生が危惧される首都直下地震など、あらゆる危機事象に対して、適切に対処するための備えとして、区民、団体、医療機関や各行政機関との連携を通じて、防災・減災、国土強靱化に取り組んでいく必要があります。

また、犯罪のない、安全・安心な地域づくりに向けて、区内警察、地域との連携による取組の推進をはじめ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による消費者被害の減少に向けて、各種啓発活動を推進していくことも重要です。

その他、快適で誰もが安全で住みやすいまちづくりを目指した取組を推進していくことが求められています。

5 平和と人権・多様性の尊重

誰もが豊かに暮らすことのできる地域とするためには、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次代に継承するとともに、年齢、国籍、性のあり方、障害の有無などにかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し合える社会づくりが必要です。

令和3（2021）年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた人間育成と世界平和を目的としており、「多様性と調和」を一つの大きな目標に掲げていました。人類の恒久平和、国際理解の大切さ、世界規模の災厄の中にあっても希望を捨てない選手の姿を強く印象付けました。

近年、東京都では外国人人口が増加傾向にあり、地域コミュニティにおける多文化共生の実現が一層重要になっています。令和2（2020）年度の総務省「地域における多文化共生推進プラン」においては、外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、共に地域社会をつくり上げていくという方針が提示されています。

また、世界経済フォーラムが発表する「ジェンダーギャップ指数（GGI）」によると、令和3（2021）年の日本は156か国中120位と停滞しています。固定的な性別役割分担意識の見直し、性の多様性への理解と受容など、いかなる場面でも性のあり方による差別を受けることがないよう、ジェンダー平等に向けた取組が重要です。

令和3（2021）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正されました。改正法では、行政機関のみならず事業者においても合理的配慮の提供を義務付けるとともに、差別解消に関する相談窓口機能の強化が目指されています。

目黒区においても、誰もが豊かで暮らしやすい地域社会の実現のためには、平和の尊さへの理解を深め、他者を知り、多様な文化に触れることにより、様々な価値観を認められる豊かな心を学び育てることが重要です。

今後も、多様性の受容（ダイバーシティ）と地域社会への包摂（インクルージョン）を推

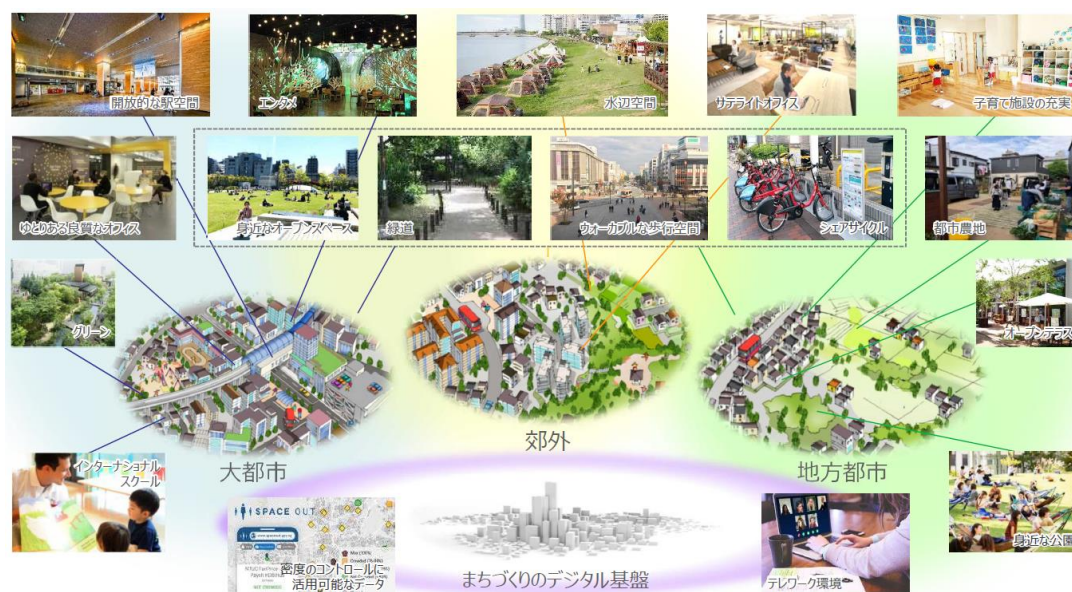
進し、誰一人取り残さない活力ある地域社会の実現が求められています。

6 未来を見据えた街並みの整備

大都市では、国際競争力を高めるため、クリエイティブな人材等を惹きつける環境の整備、多様な主体が交わりイノベーションを生み出すコミュニティ拠点の形成、文化・芸術などリアルな場ならではの価値の充実などを図ることが重要です。また、新型コロナウイルス感染症を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、人々の生活様式は大きく変化しつつあり、「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化しています。

一方、昭和30年代から50年代にかけて高度経済成長や人口の急増に伴い整備された多くの公共施設やインフラは、今後、一斉に建替え等の更新時期を迎えます。地方制度調査会（総務省）の「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」によると、道路、河川、下水道、公園、公営住宅等に係る国及び地方公共団体等の維持管理・更新費が、2040年代に最大で現在の約1.4倍となりピークを迎えるとの推計もあり、今後、長寿命化や更新時期・費用の平準化、集約・複合化等を進めなければ、将来世代の負担の増加が懸念されるといわれています。

図表 1-1 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（イメージ）



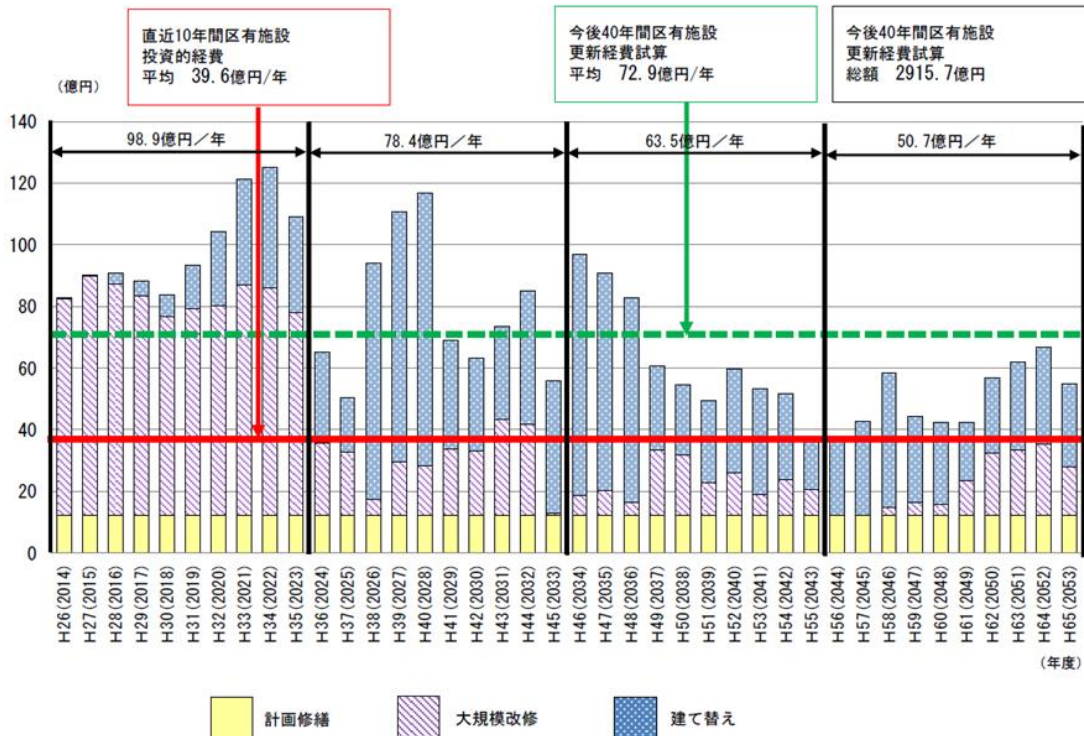
出典：国土交通省「新型コロナ危機を踏まえたまちづくりの方向性」（令和2（2020）年8月31日）

コロナ禍において、人々の生活様式の変化や「働き方」・「暮らし方」に対する意識・価値観が変化・多様化していく中で、多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供できる都市環境を整備していく必要があります。

目黒区の施設は、昭和30年代から40年代に建築されたものが多く（区有施設全体の

約3分の1)、今後一斉に更新（大規模改修や建替え）の時期を迎えます。区有施設の更新には、一施設当たり数億円から数十億円という多額の経費が必要となることから、区財政への影響が極めて大きく、持続的、安定的な区民サービスを維持していくためには、計画的な施設の維持・更新が求められています。

図表 1 2 区有施設の経費試算

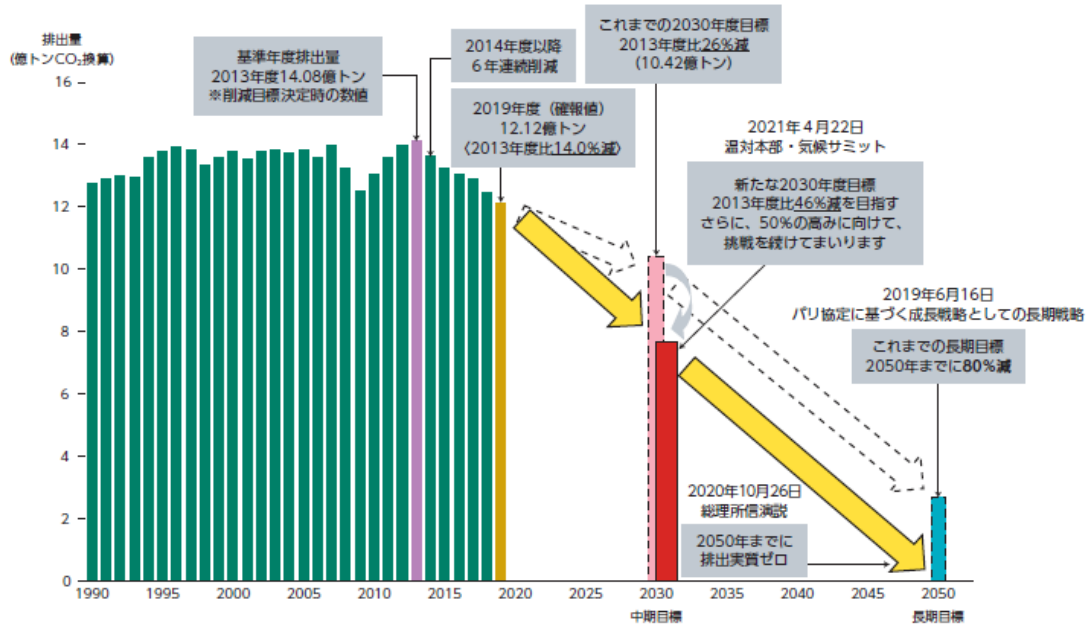


出典：目黒区「目黒区区有施設見直し計画」（平成29（2017）年6月）

7 カーボンニュートラルの実現

国は、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、資源・エネルギーや食糧の需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化している中、持続可能な形で資源を利用する経済活動である「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが求められています。国内においても、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

図表 1 3 我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標の推移



資料：「2019年度の温室効果ガス排出量（確報値）」及び「地球温暖化対策計画」より環境省作成

出典：環境省「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（令和3（2021）年6月8日）

目黒区においても、カーボンニュートラルと持続可能なまちづくりへの挑戦として、改正された「地球温暖化対策推進法」における令和32（2050）年までのカーボンニュートラルの実現、令和32（2050）年のCO₂排出実質ゼロに向けた「ゼロミッション東京戦略」を踏まえ、温室効果ガス排出抑制に向けた取組を積極的に推進していく必要があります。

8 SDGsへの対応

持続可能な社会の実現に向け、平成27（2015）年に開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダには、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17のゴール・169のターゲットから構成される国際目標が定められています。

SDGsは発展途上国だけではなく、先進国も取り組むべき普遍的な目標であり、日本においても実現に向けた取組が進められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国連広報センター

SDGsは、「誰一人取り残さない」包括的な社会の実現に向け、貧困、健康、教育、人権、エネルギー、経済、産業、都市環境、自然環境など、様々な分野における目標が掲げられています。これらの目標は、いずれも我々の生活から切り離せない重要なものであり、基本計画の各分野の施策においても対応が求められます。

また、17番目のゴール「パートナーシップで目標を達成しよう」の中には「マルチステークホルダー・パートナーシップ」という概念が含まれており、行政・民間・市民の協働によって持続可能な社会の実現を目指すことが掲げられています。これは分野横断的な考え方であり、あらゆる分野の施策推進において、関係者が連携して、共に力を合わせる事が重要です。